

令和8年度 京都府女性起業オフィス 入居者募集要項

1. 募集の概要

募集区画	2区画（1区画の専用面積 3.0㎡）
募集締切	随時募集とする。（必着）
入居開始	入居審査後、翌月1日から入居可
入居審査日	入居申請書が届き次第、審査する

2. 京都府女性起業オフィスの概要

(1) 所在地 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館1F

(2) 仕様

専用部分	パーティションによる区画（3.0㎡×1区画） 事務用机、椅子、サイドキャビネット（3段式）、電気コンセント、インターネット回線、Wi-fi、NTT電話回線（有料：要申込）
共用部分	ロッカー、書架、水屋、コピー・FAX

※印刷機、製本機等及び商談・会議スペースは男女共同参画センターの設備を利用できます。
（一部有料）

3. 入居対象者

- (1) 新規に起業・NPO創業を目指す、又は創業間もない（概ね1年以内）女性又は女性中心のグループ（グループの場合、代表者は女性であること）
- (2) 将来の売り上げ目標や資金計画など、具体的で実効性のある経営計画が立てられる方
- (3) 独自性のある起業を目的とし、創業・開業を考えている方
- (4) 創業の再チャレンジで、貸しオフィスとして利用を考えている方

4. 入居条件

- (1) 入居期間 1年間 最長3年間入居可能（更新審査有り、3年目の3月まで）
- (2) 使用時間帯 午前9時から午後9時30分まで。
ただし12月29日から1月3日までは休館
- (3) 利用料 月額9,500円（税込み）
※利用料には、共益費（光熱費、インターネット回線等）を含んでいます。
- (4) 敷金・礼金・保証料 徴収しません。

- (5) その他
 - ① 起業オフィスが起業活動に必要であること。
 - ② 単に展示、販売の場としての使用はできません。
 - ③ 女性起業オフィス入居者の交流会等には積極的に参加していただきます。
 - ④ 毎月、営業（活動）報告書の提出をしていただきます。

5. 入居者に対する支援

京都府男女共同参画センターの起業・経営相談などの専門家の支援が受けられます。
らら京都一時使用部屋等の利用ができます。(一部有料)
女性起業家利用促進として、夜間会議室の貸出あり(事前申請)
起業をめざす女性の交流サロンC o - C oを無料で受講できます。

6. 入居申込

(1) 申込方法

京都府女性起業オフィスの入居を希望される方は、入居申請書類を郵送、FAX又はEメールで、京都府男女共同参画センター「女性起業オフィス担当」あて提出してください。(住所等は(6)参照 郵送の場合当日必着です。)

(2) 入居申請書類等

入居申請書(様式1)及び開業後の見通しについて(様式2)
その他、審査に際し、事業計画等に関する追加資料の提出をお願いする場合があります。

(3) 入居審査

提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行い、入居者を決定します。
※審査日時は、日程が決まりましたら別途連絡します。

(4) 審査の指針

別紙「京都府女性起業オフィス入居者選定基準」に基づき審査の上、選定します。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、審査後、各申請者に通知します。

(6) 申請書提出先

京都府男女共同参画センター(女性起業オフィス担当)
京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階
電話：075-692-3433 FAX：075-692-3436
e-mail：info@rara-kyoto.jp

※入居に関し内容等確認される場合は、上記までお願いします。

7. その他

(1) 使用貸借契約等の締結

入居者は、使用貸借契約書を(一財)京都府民総合交流事業団と締結することになります。

(2) 京都府女性起業オフィスの管理運営等

女性起業オフィスの日常的な管理運営については、京都府男女共同参画センターが行います。また、利用料については別途指定するところへお支払いいただきます。

(3) その他

この要項に定めのない事項については、(1)で締結する使用貸借契約書等のほか、別途定める女性起業オフィス管理運営規則等によります。

※ 様式1・2及び別紙(入居者選定基準)が入用の方は、らら京都のホームページ「お知らせ」を参照いただくか又は上記「申請書提出先」へ申し出てください。